

## 大阪府行政不服審査会運営要領の一部改正（案）

改正後	現 行
<p>第3条 （略）</p> <p><u>（主張書面等の提出期限の通知）</u></p> <p>第4条 会長又は部会長は、<u>審査会又は部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、審査会又は部会の会議の開催に先立ち、法第76条に規定する主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間（以下「主張書面等の提出期限」という。）を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>審査会又は部会は、必要があると認めるときは、審査会又は部会の会議の後に、主張書面等の提出期限を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により主張書面等の提出期限を定めるときは、会長又は部会長は、法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に、書面により通知する。</u></p> <p><u>（審査会又は部会の開催前の調査等）</u></p> <p>第5条 会長又は部会長は、<u>審査会又は部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、審査会又は部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>審査庁に対し、諮問書の添付書類の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。</u></p> <p>(2) <u>審査関係人に対し、法第75条第1項本文の規定による意見の陳述の申立てを行う意思の有無を確認すること。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる調査等は、書面により行う。</u></p> <p>第6条—第8条</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>第4条—第6条</p>